

令和5年度さぬき市健康福祉部子育て支援課会計年度任用職員募集要項

さぬき市役所健康福祉部子育て支援課において、児童支援員等を募集します。

1 募集する職種及び募集人員

職種	主な業務内容	募集人員
①児童支援員（4時間勤務） ②補助員	放課後児童クラブでの遊びと生活の支援など ※児童館が併設する放課後児童クラブでは、交替で土曜日の自由来館業務に係る勤務をお願いする場合があります。	3名程度

2 必要な資格その他要件等

（さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則別表（第3条関係））

（さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条）

職種	必要な資格その他要件等
①児童支援員 （4時間勤務）	・下記の（1）及び（2）のいずれか （1）保育士資格、社会福祉士資格、幼・小・中・高の教員免許又は条例で定める資格等を取得している者で、令和6年度中に放課後児童支援員認定資格研修受講可能な者 （2）放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了している者
②補助員	資格は特に問いません。
①及び②の職種	運転免許（自動車・二輪）

※「必要な資格又はその他の要件等」欄に記載されている資格等については、原則とし令和7年3月31日までに取得見込みであっても申込みができます。ただし、令和7年3月31日までにその資格等を取得できなかったときは、採用される資格を取り消すものとします。

3 任用期間

任用開始日～令和6年3月31日（勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。[再度の任用は原則2回まで]）

4 勤務場所

さぬき市放課後児童クラブ

(津田、さぬき南(大川)、寒川、志度、さぬき北(鴨庄)、長尾、造田の7箇所のうち、欠員が生じたクラブに勤務)

※ただし、年度終了後や任用を更新する場合などに、勤務施設を異動する場合があります。

5 勤務条件

(1) 勤務日 月曜日～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

(2) 勤務時間

①児童支援員(4時間勤務) 14時00分～18時00分

②補助員 14時00分～18時00分

※交替で、以下の勤務が発生する場合があります。

- ・土曜日
- ・18時30分までの延長保育
- ・小学校が長期休暇中及び臨時休業日で8時30分からの勤務
- ・7時30分からの早朝保育

(3) 報酬

①児童支援員(4時間勤務) 1,123円/時給(必要な資格を有する場合)
1,008円/時給(必要な資格を有しない場合)

②補助員 922円/時給

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条)

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則別表(第3条関係))

(4) 費用弁償 自動車等の場合は使用距離区分、または、交通機関利用の場合は運賃等相当額のいずれかを支給します。(ただし、上限額あり)

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第29条)

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第25条)

(5) 社会保険 (制度改正により、内容が変更となる場合があります。)

健康保険(共済(短期))、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害保険に加入します(対象者は以下を参照)。

【健康保険(共済(短期))】

次のいずれかの該当する者

- ア 継続して2か月以上の任用が予定されている75歳未満の者で、1週間の勤務時間及び1月の勤務日数が正規職員の4分の3以上の者
- イ 継続して1年以上の任用が予定されている75歳未満の者で、1週間の勤務時間又は1月の勤務日数が正規職員の4分の3未満である者のうち、次の要件の全てを満たすもの
 - ①1週間の勤務時間が20時間以上
 - ②1月あたりの報酬の額が88,000円以上

- ※賞与、時間外勤務手当、通勤手当等は参入されない
③学生でないこと

【厚生年金保険】

健康保険の資格要件を満たす者で70歳未満の者

【介護保険】

健康保険の資格要件を満たす者で40歳以上65歳未満の者

【雇用保険】

継続して31日以上任用が予定されている者で1週間の勤務時間が20時間以上の者

(6) 年次休暇 規定に基づき付与します。

(さぬき市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条、別表第1)

(7) その他 期末手当の支給があります。

※在職期間に応じて支給します。

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第25条)

6 応募方法

(1) 提出書類 ①「臨時職員採用申込書兼履歴書」

※「臨時職員採用申込書兼履歴書」は、子育て支援課の窓口で受け取っていただくか、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大したものを使用して提出してください。

②必要な資格を有することを証する書面の写し

(2) 提出方法 子育て支援課へ持参

(3) 募集期間 令和5年12月1日(金)から令和5年12月14日(木)まで

(4) 受付時間 募集期間中の平日午前8時30分から午後5時まで

7 選考方法及び合否通知

提出書類及び面接による選考を行います。

(1) 面接日 別途お知らせします。

(2) 面接時間 別途お知らせします。

(3) 面接場所 さぬき市役所寒川庁舎 会議室

(4) 合否通知 後日通知します。

8 申し込むことができない人

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

9 申込先

さぬき市寒川町石田東甲935番地1 さぬき市役所寒川庁舎2階 子育て支援課

10 お問合せ先電話番号

子育て支援課 (0879) 26-9905